資料№124

国による財政支援拡充に対応する歳入増の内容

市民交流部　国民健康保険課

1　令和２年度国予算における国保助成費拡充の概要

国は、国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革と併せ、平成 30 年度以降、毎年約 3,400 億円の財政支援を行っている。

令和２年度（2020 年度）については、国保保険者における予防・健康づくりの推進に向けて、保険者努力支援制度の強化として、新規に約 500 億円（事業費分 200 億円、事業費連動分 300 億円）が措置されることとなった。

2　国保助成費拡充（約 500 億円）に伴う国保財政への影響

（１）　事業費部分（200 億円）

国は、特に推進する生活習慣病予防対策や生活習慣病重症化予防対策などの国保ヘルスアップ事業について、各都道府県の事業計画（市町村事業を含む）を審査したうえで、各都道府県の交付額を決定し交付する。

都道府県は、特別交付金（保険者努力支援分）に追加し市町村に交付する。

➡当該分については、令和２年度中に決定したうえで市の交付金に追加計上される。

（２）　事業費連動部分（300 億円）

国は、予防・健康づくりに関して国が定める評価指標に基づき評価した結果に伴い、予算額を按分し各都道府県に交付金を交付する。

都道府県は、国保財政に組み込んだうえで、翌年度に繰り越し保険給付費に充当する。

➡令和３年度の国保事業費納付金の算定において、県が当該交付分を控除することで、市が支払う納付金が減額される。